

「考古資料」と「文献史料」のあいだ

大阪市立大学都市文化研究センター

室 山 留美子

はじめに

周知のように、趙萬里『漢魏南北朝墓誌集積』(北京・科学出版社、1956年。以下、集積)、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津・天津古籍出版社、1992年。以下、彙編)による墓誌集成以降、大陸では新出墓誌史料が加速的に収集整理され、良質な墓誌集成が相次いで刊行されている。魏晉南北朝期であれば、拓本・釈文を完備し、現在も刊行が続く『新中国出土墓誌』(文物出版社)シリーズや、釈文・考釈を附した羅新・葉煒編『新出魏晉南北朝墓志疏証』(中華書局、2005年。以下、疏証)、拓本・釈文・考釈・校注を附した毛遠明校注『漢魏南北朝墓誌校注 全10冊』(線装書局、2009年。以下、校注)などがある。なかでも『校注』は、造像銘や碑刻も含み、そのすべてに明瞭な拓本写真と忠実に再現した異体字による釈文が完備されており、原石や原拓本を直接調査することが日常的に不可能な海外研究者にとっては、至極便利である¹。

さらに各博物館・研究所内には、未整理・未公開の墓誌が大量に存在すると聞く。筆者の現在の研究対象は北朝であるが、当該時期は文献史料の残存状態が脆弱であり、また異民族政権であるにも関わらず、現存する史料が漢民族の文字に限られているため、これら北朝墓誌の存在は、それが正史と同様に漢民族の言語によるものであっても、史料²の量的拡大という面で大きな意義がある。

このような動きに伴い、これまで以上に墓誌研究も活発である。近年の日本における公的な助成を受ける研究のなかで、中国古代中世史の多くが、刻字資料・石刻史料を何らかの形でその研究対象に含めていることが、それを如実に示している。しかし、新史料の蓄積と研究環境が充実するにつれて、解決しなければならない課題も明確になりつつあるように思われる。その一つは、個人が収蔵していた墓誌・拓本や伝世品についての真贋問題である。墓葬からの出土が確定できない墓誌の場合、その真偽は経験豊富な専門家の判断に任せるしか方法はない。すなわち利用可能と確認できる墓誌が、増大する新出墓誌群と、直ちに比例せず、一定期間の調査ののち、明確な外形的証拠・史的根拠のある

¹ しかし、校注には拓本のない史料については収録されず、また多少の未収録墓誌もあるため、注意が必要である。また筆者は、本科研における墓誌釈文照合作業において、校注・彙編・疏証の釈文の違いが非常に多いことを知った。したがって本稿の墓誌釈文は、拓本との照合から判断すると、より精度が高いと思われる校注の釈文で統一してある。

² 本稿では、「史料」は文献資料・文字史料を指し、「資料」は非文献資料・非文字資料を指す。

場合を除き、結果的には不明もしくは、真贋の濃淡をつけるに止まらざるを得ない墓誌も多い。

そのほかに、墓誌の史料性格の位置づけの問題がある。歴史研究において文献史料を使用する場合、歴史学の基本的な作業である史料批判（内的批判・外的批判）³を行い、まずその文献の性格をはっきりさせる。しかし、対象が墓誌となった場合、多くは史料批判の段階か、あるいは正史と墓誌の記事の照合と補完・訂正に留まり、墓誌という史料が総体としてどのような性格であるのか、ということまでは、とりたてて意識されてこなかったように思う。もちろん、急速に増え続ける新出墓誌を読みこなしていくことは急務かつ優先されるべき重要な基礎的作業であり、そのように読み込まれた墓誌の記事の一つ一つが、そしてそれらが蓄積した集合体が、将来的にこれ以上の飛躍的な増加が見込めない文献史料を補充するうえで、大きな存在になっていくことは、十分に理解している。そして、膨大な墓誌の情報量と新出墓誌補充のスピードに圧倒されながらも、個別墓誌の検証やデータ化、集積と緻密な分析作業は、着実な成果を挙げている。

しかし、墓誌について文献史料と同等に厳密な史料批判を行い、その史料性格を俯瞰的に把握しようとする鋭利な試みを、それぞれが自覚しないままに個々の研究に利用し続けていけば、それが墓誌を中心に据えた研究にしても、持論を補強するための補助的な利用であっても、そこから抽出された歴史理解は、結果的に無秩序でバラバラなものになってしまうのではないかと、という危惧を筆者は持つのである。もちろん、これまでの個々の墓誌研究において、このような問題意識は確かに存在している⁴。また、木簡学や出土文書の分野では、より徹底的な蒐集と、緻密な史料批判を経た鋭利な解析により、高度な研究が長年蓄積されてきたことは贅言を要しない。しかし、それらが総体となって、現在の中国史学界共通の課題と認識され、所謂「史資料学」という形に結実していくような力強い動きというものまでには、表出していない。そこで、本稿では、墓誌の史料性という点に主眼を置き、いくつかの墓誌を取り上げて具体的に検証してみたいと思う。

しかしながら、本稿は、いまだ初歩的な検証と考察に留まるものである。また、本来であれば、中国史研究における独自の「史資料論」に沿って考えるべ

³ 今井登志喜『歴史学研究法』東京大学出版会、1953年。

⁴ 趙超『古代墓志通論』紫禁城出版社、2003年、趙振華『洛陽古代銘刻文献研究』三秦出版社、2009年、毛遠明『碑刻文献学通論』中華書局、2009年、林登順『北朝墓誌文研究』麗文文化事業股份有限公司、2009年、伊藤敏雄編『魏晉南北朝史と石刻史料研究の新展開—魏晉南北朝史像の再構築に向けて—』2009年2月、平成18年～20年度科学研究費補助金基盤研究（B）「出土史料による魏晉南北朝史像の再構築」成果報告書別冊）、呂建中・胡戟主編『大唐西市博物館藏墓志研究統一』陝西師範大学出版総社有限公司、2013年、李鴻賓主編『中古墓志胡漢問題研究』黄河出版传媒集团・寧夏人民出版社、2013年、明治大学東アジア石刻文物研究所による『東アジア石刻研究』の発刊をはじめとする一連の取り組み、など。

きだが、墓誌について総合的にまとめられた「史料論」は、今までほとんど見られない。そのため、本稿では、かつて「学界における暗い谷間」⁵と称された「史資料学」の深化を意欲的に進め、その経過と成果をまとめ続けている日本史研究を参考にしている部分が多い。このように、本稿は多くの欠点と課題を残すのだが、これからの墓誌研究の可能性を探ろうとする試みの一つとして、今後の議論の俎上に載せていただければ幸いである。

一 墓誌の史料性

1. 墓誌史料の分類

墓誌とはどのような史料なのかを考えるために、歴史研究における史資料の分類をみておきたい。日本史学において最も常識的・通俗的・平均的な分類法は、1.文字によって記された文献史料、2.物として遺存してきた遺物史料、3.風俗・習慣・伝説・民話として伝承してきた民俗史料、である。1はさらに、文書・記録・編著に小分類され、それぞれが古文書学、古記録学、文献学・書誌学、2が考古学、3が民俗学の専門分野となる⁶。そのほかの史資料の性格分類では、史資料は、自然・自然物となんらかの人為が加わっているものにとまらずは大別され、後者を「もの」としてあるものと、人間による表象としてあるものに分別し、さらにその後者を、形の有無で区別する。この形のあるものに属する碑文や典籍・文書類が「文字史料」で、これらが所謂「文献史料」であり、絵画や彫刻などの画像・図像資料は「準文献史料」である⁷。また考古学では、存在形態による考古資料の分類が基本であり、1.本来の機能で使われていないもの、2.本来の機能をなお担っているもの、に分別できるが、そのほかに形質や機能による分類も必要である⁸。このほかにも様々な分類法が存在する⁹。

今井登志喜氏は、いろいろな標準から行われた分類は¹⁰、実際上の必要からであって、史料を蒐集し整理保存する場合には実用的価値があるが、方法論的にはこのような常識的分類ではなく、「更に内的に鋭利な分類が研究の作業の必要に基いて立てられる」という¹¹。また福井憲彦氏が指摘するように、現在ま

⁵石井進『史料論』まえがき『日本歴史 別巻2 日本史研究の方法』岩波書店、1976年。

⁶前掲石井進『史料論』まえがき。同「文書史料論」(網野善彦・石井進・谷口一夫編『帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告集 中世資料論の現在と課題 —考古学と中世史研究4—』名著出版、1995年)。

⁷福井憲彦『歴史学入門』岩波書店、2006年。詳細な史資料分類は同書「図2-1 史資料の性格分類」図参照。

⁸小野山節「2 資料論」(『岩波講座日本考古学1 研究の方法』岩波書店、1985年)。

⁹そのほかの分類法は、ベルンハイム(E. Bernheim)の基礎的な分類法を始め、今井登志喜「史料学」(今井氏前掲書)に詳しい。

¹⁰「例えば、時間に基く分類、場所に基く分類、史料の内容の性質による分類(政治史料、経済史料、宗教史料、芸術史料等)、史料の外的性質による分類(文献的史料、遺物遺蹟等の物的史料、口碑伝説制度風俗習慣の無形史料等)」今井氏前掲書、21-22頁。

¹¹今井氏前掲書、21-22頁。

すまず史資料の種類は多様化し、歴史学の問いや研究方法も変化しており、どこに基準を置くかによって、史資料の性格分類は変化する¹²。すなわち、史資料のどの面にウエイトを置くかによって、問題設定や研究方法によって、項目や基準はその都度変化するため、境界は曖昧となり、どのような分類も不完全である。これは今井氏の言うように、史料として使用されるものの史料的性質は必ずしも単一ではなく、あるときは陳述的に、あるときは遺物的に用いられるのであるから、書簡・公文書・碑銘など外形的性質によって区別されている事物に、史料として使用される要素の方法を当てはめることに無理があるのだが、遺物と陳述という分類は史料の実物を分ける原理ではなく、適切には史料のもつ性質、それに基づくその取り扱いの態度だからである（傍点筆者）¹³。

墓誌は、第一に地下から出土する遺物（考古資料）である。第二に、出土文献史料である。まずは、この二重性を十分に意識しておく必要がある。そしてこの二重性は、墓誌の史料的性格を考える上で重要な点であると考えられる。なぜなら、「文献史料」と「考古資料」では、その性格が根本的に異なるため、対象とする史資料に対して行うアプローチが違ふ。そもそも文献史学と考古学研究は、各々独立した学問であり、学問としての発生も成立過程も異なる。この点について、朱淵清氏による指摘は的確である。すなわち、実物資料（考古資料）を用いて伝来文献を検証することは、それぞれが異なった性格を有しているため、極めて複雑かつ困難な作業である。出土した実物資料はそれだけでは何も語らないため、まず実物資料自体を解釈する必要があるのだが、そうした解釈の出発点並びに拠り所は屢々伝来文献であるから、循環論に陥る。それ故に、この方法論（ここでは王国維の二重証拠法を指す）は歴史研究の方法に極めて前途有望でありながら、非常に荒削りな構想であり、史料に即してより精緻に、より限定した形で適用することにより、最終的に他の方法論と同等に、誰もが扱うことのできる歴史研究の具体的な方法とされなければならない¹⁴。すなわち墓誌という史料（資料）を考えるとき、このような考古学と歴史学（文献史学）との協同と融合という難題¹⁵は、絶えず意識せねばならないのである。

¹² 福井氏前掲書。

¹³ 今井氏前掲書、28頁。

¹⁴ 朱淵清（高木智見訳）『中国出土文献の世界——新発見と学術の歴史——』創文社、2006年。

¹⁵ かつて上原専祿氏は、歴史学と考古学の結合は、その可能性が存在するにもかかわらず、それぞれの学問の成立過程の隔たりや、歴史学研究の「文字的資料的中心主義」が打破され、考古学研究側の「歴史学化」が進行しない限り、楽観できない、と主張した（『歴史学と考古学』『歴史学研究』大明堂、1958年、初出1956年）。だが、従来の伝統的な文献歴史学では史資料として認定されず、いわば歴史学研究の「補助学科」としてみられていた民俗学・考古学・美術学・建築学などの史資料について、歴史研究の直接対象とし、人間の生活を総体として捉える必要のあることは、日本における「戦後歴史学」の限界が認知されて以降、すでに研究者の共通認識となりつつある。最近では、文献史学と考古学・民俗学の整合を特化的に意図した共同研究が行われている。近年の日本史研究では、人文系、自然科学系を超えた3分野以上の学融合を目指す総合史料学の創成も試みられている（網野善彦「序章 史料学発展のために」〔『日本中世史料学の課題——系図・偽文書・文書』

さらに、第二の出土文献史料という点においても、そのなかで厳密に細かく分類される。爾来出土文献史料は「金石史料」と呼ばれるが、「金石史料」を扱う金石学の史料の種類は、甲骨、竹簡、陶文、璽印など多くなる傾向にある。だが一般の書物との違いは、文字が書かれている物体（媒体）が史料の性格を大きく左右し、それを離れては史料が成り立たないような史料が、広義の金石史料である¹⁶。このように素材による物理的分類も重要であるが、その機能性に注目するなら、例えば朱淵清氏は、出土刻字資料を、1.所有者・名称・単位などを表すための実用的な標識や記号の類、2.原始的文書・檔案の類（朝廷・地方の文書、帳簿・日常の書信、曆譜、喪葬に関する祈禱の記録、遺言書、遺策を含む）、3.思想を記憶し知識を伝え、文化を蓄積するもの（書籍類）、の3つに分類している¹⁷。また、上記の朱氏の分類では2にあたる木簡（竹簡）を対象を絞った場合、大庭脩氏は、発掘される場所からみて、1.フィールドの木簡、2.墓葬の木簡、に分類する¹⁸。このように出土刻字資料は、種々の機能面に分類でき、そして必ずしも墓内に埋葬することを前提とはしないが、墓誌は、墓の内部に埋葬されることを成立条件とする。さらに、木簡・文書類は、その残存のあり方について、1.廃棄されようとしたもの、2.廃棄されながら再利用のために伝来したもの、3.通常の経緯で選択・保存されて伝わったもの、とに分類できる¹⁹。この「廃棄」という視点は、吐魯番文書群では特に注意すべき区別であり、それによって史料の性格が大きく変わる²⁰。

翻って墓誌を考えてみれば、墓誌は、ある人物の死を契機として作られるのであり、墓誌文の元となる文書（行状など）、あるいは後代の書籍に銘文が採録される場合は別として、誌石の廃棄や再利用は、合葬や改葬などで起こりうるか、古代墓誌を再利用するか、という場合を除き、原則的に誌石は墓に埋納されて完結する。すなわち墓誌（誌石）は、墓内に永久に保管され続け、基本的

弘文堂、1996年、国立歴史民俗博物館編『新しい史料学を求めて』吉川弘文館、1997年、前川要編『中世総合資料学の提唱 中世考古学の現状と課題』新人物往来社、2003年、同『中世総合資料学の可能性 新しい学問体系の構築に向けて』新人物往来社、2004年）。このように、異なる特質を持つ史料・資料を基礎とし、異なる方法を持つ諸学の協力が決して容易ではないことが、日本において史料学・資料学の確立と発展が強く要請された背景にある。そのほか、台湾での考古学・文献学整合の試みとして、臧新華編輯『中央研究院歴史語言研究所會議論文集之四 中國考古學與歷史學之整合研究 上下』（中央研究院歴史語言研究所、1997年）がある。

¹⁶湯淺達郎「2 金石学・考古学」（井上進・浅原達郎・大沢顕浩「史資料を読むために」礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』名古屋大学出版会、2006年）は、金石学史料を扱う上でのごく基本的な姿勢として、「上策・中策・下策」の三策を挙げており、参照されたい。ほかに、中国史研究の対象史料が所謂「書籍（史籍）」中心であることの特異性については、井上進「目録学—読書の門径」（同書）に詳しい。

¹⁷朱淵清氏前掲書。

¹⁸大庭脩編『木簡 古代からのメッセージ』大修館書店、1998年。

¹⁹泉雅博「能登と北前舟交易—「上時国家文書」の整理作業の中から」（『歴史と民俗』10、平凡社、1993年）。

²⁰吐魯番文書内の保存と廃棄の区別と史資料的考察は、拙稿「吐魯番北涼文書の作成、保存、再利用、廃棄、埋納過程に関する一考察」（大阪市立大学都市文化研究センター『都市文化研究』11号、2009年3月）。

に後代の人為的な発掘・発見によって現代に伝わる。ゆえに、このような墓内にある墓誌と地上にある墓碑とは、区別しなければならない。このように、誌石自体は墓葬内で完結するという明解な固定的位置づけを持つのであるが、ではその機能面はといえば、単純に分類し得えず、文書類のように分類できる段階にはない。確かに死者を悼む目的があるのだが、墓誌の役割がそれだけに留まるのかは、慎重に判断すべきである。墓誌がこのような機能面での分類が俄にできないことは、つまり「墓誌が造られた目的は何か」「墓誌とは何であるか」という根本的な問いであり、その問いこそが、いわば墓誌研究の主軸にあると思われる。

2. 墓誌の史料の限界

以上に述べた墓誌の二重性は、墓誌の歴史史料としての限界性も示している。

考古資料的限界としては、次の数点があげられる。まず、考古資料はそのままでは何も語らず、寡黙である。また、墓葬の新発見と発掘調査のほとんどは、行政による土地開発と密接に関わるという物理的な選択をうける。このことは、墓誌発見地点が偏在すること、現存墓誌（分子）に対してその全体数（分母）が無限に不明であり続けることだけでなく、原石の保存・管理体制や膨大な発掘報告書作成の問題²¹をも併発する。原石は大陸各地に分散して所蔵されており²²、原石から情報を得て総体を把握することを物理的に困難にしている。拓本は、刻字と画像部分であり、無地の側面・背面はほとんど見ることはできず、墓誌を立体的に把握することは難しい。さらに、近年出土の墓誌以外は、ほとんどが伝世品、出土地不明、出土地点は文献で確認できるが詳細不明であり、均質な情報と、資料としての確実な信頼性を得ることが困難である。

文献史料の限界は、正史も墓誌も、その時代全体からみれば、それぞれが断片的な情報であり、そして多くの墓誌は基本的には「墓誌銘」であることにあつる。すなわちそれは、死者に対して大なり小なり何らかの作為性が介在する恐れが多分にある。ほとんどの誌主は文献史料上に無名であるから、それを確認する術を持たない。そこで墓誌と正史の記事の差異が問題となってくる。さらに、同時代史料である墓誌と後の時代の正史、誌主のための作為性のある墓誌と国史目的の作為性を持つ公的な正史、という対比が、この限界性をより複雑にしている。

このように、墓誌が考古資料・文献史料という二重性を持ち、文字史料（陳

²¹ 膨大な発掘史料の山、情報の洪水のただ中にある考古学研究者は、多方面への要求に答えるために、一定の均質的な情報を発掘報告書に織り込む努力を行うが、それは定型化と形骸化を招き、取捨選択されて記載された情報以外、圧倒的な数の資料と雑多な情報が、発掘当事者以外には永遠に葬られる結果となっていることが指摘されている(小野正敏「中世の考古資料」『岩波講座日本通史 別巻3 史料論』岩波書店、1995年)。

²² 梶山智史編『明治大学東洋史資料叢刊 11 北朝隋代墓誌所在目録』、汲古書院、2013年。

述)と考古資料(遺物)それぞれの限界があることは、十分に認識しておかねばならない。しかしこれらの限界性は、研究にとって大きな壁であるにしても、そこから可能性を生み出す場合もある。考古資料の場合、それらは実像の資料であり、何らかの二次的フィルターを通さず一次的な存在(同時代史料)であるということ、量的に将来も増え続けいろいろな分野の資料の蓄積が可能であり、研究者が調査技術と分析技術(方法論や能力)さえ用意できれば、そこから無限の情報を汲み出せる²³。例えば、誌石の成分分析による分布状況から生産地と実際の埋葬地点の移動が追えるならば、古代中国社会において重要視される「帰葬」の実態がみえてくるかも知れない。

このように、史資料の歴史学的有用性や特質を捉えて、歴史史料として再生させるためには、その史資料としての限界を明確にしておくことがまず不可欠であり、そこからその史資料的性格を認識していくことが必要であると考えられる。

では、文献史料の限界性はどうか。特に正史と墓誌の差異と作為性について、そこから何らかの可能性を生み出すことは可能だろうか。差異については、はじめに述べたように、墓誌を正史記事の補訂・正誤判断の材料として扱うか、あるいはどちらかの記事が真偽であるという解釈を選択し、とりたてて意識されてこなかった。この差異と作為性という点について、かつて筆者は考察したことがある²⁴。以下、墓誌の史料批判を考えていくための具体的な例として、墓誌の製作時期と、政治的背景を基点として、数例の北魏墓誌を取り上げて簡単に述べておきたい。

二 墓誌の製作時期

1. 追贈と改葬

官僚が死亡した場合、朝廷から贈官がなされるが、それは次の二つに分けられる。一つは、官僚が死亡した場合に議を経て与えられる通常の贈官(A)と、様々な理由からそのときは身分に応じた贈官を受けられなかったり、贈官そのものがなかったが、のちに事情が変化して改めて与えられたり、あるいは一度贈官をうけた上にさらに高い位の贈官を受けるような場合(B)である。『魏書』では、(A)の場合、「贈」「追贈」という語句を使用し、(B)の場合は「追贈」「追崇」「後贈」「重贈」「進贈」という語句が見られる。このうち「重」「復」「進」という場合は、以前に一度受けた贈官に新たに贈官(通常はより高いラ

²³ 小野正敏「館・屋敷の空間構造をめぐって ―寡黙な考古資料と語り合う試み―」(『帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告集 中世資料論の現在と課題 ―考古学と中世史研究4―』名著出版、1995年。拙稿「北朝隋唐墓の人頭・獣面獣身像の考察 ―歴史的・地域的分析―」(『大阪市立大学東洋史論叢』13、2003年)。

²⁴ 拙稿「北魏墓誌の「史料」的性格について ―追贈と改葬を手がかりに―」(明治大学東アジア石刻文物研究所編『中国仏教社会の基層構造の研究』汲古書院、近刊予定)、「出土刻字資料研究における新しい可能性に向けて ―北魏墓誌を中心に―」(『中国史学』13、2010年)。

ンク)を追加する。(B)の場合は、封爵や賜諡についても「追封」「追諡」「改諡」などの事例がある。

本章の考察で中心となるのは、(B)である。ここではこれを表現するに、便宜上「追贈」という語句を用い、(A)の場合を「贈」としておきたい。(A)の場合にも使用されている2つの用語を、このように使用することによって、語句上の混乱を招く恐れがあることは十分承知しているが、現在のところ他に分別する的確な用語が得られないため、以上の用語を以て一時的な区別とした。

そもそも「贈」や諡には一定の基準があり²⁵、贈られる州の上下ランクをめぐって官僚等が策略を練った記事もあり²⁶、それらの決定にあたっては政治的な背景や権力グループの存在が反映される。「追贈」の場合は、いったん下された社会的評価を改変するのであるから、尚更である。このような追贈が行われる背景を具体的にみれば、様々な契機や理由があり、それらはおおまかに次の2つに分けられる。

一つは、朝廷に君臨する政権グループが交替した時と、政権を牛耳る立場であった特定の外戚や恩倖等が失脚したり誅殺されたりした時に多く見られる。具体的な例であれば、孝文帝崩御後の宣武帝・靈太后期(景明・延昌・孝昌年間)であり、河陰の変後の爾朱氏専横時(太昌年間)、その爾朱氏を撲滅した時期(永安年間)である。このような時期に行われる追贈の目的は、主として死亡者本人の名誉回復であり、ひいては政権交代によって引き起こされた不安定な政治的情況を收拾し、人心を慰撫せんとするがための、朝廷の思惑である²⁷。また、死亡した官僚の縁故者らの訴えによるものもある。或いはまた、ある人物が皇帝の庇護を受けて政治的権力を握ったり、一族の女性が皇后となったり寵愛を賜ったりした場合、当事者の父母諸兄など一族の者が引き立てられるが、彼らがその時既に死亡している場合は、遑って追贈される。これは皇帝自らが判断することもあり、周囲の官僚が進言したり、本人自身から皇帝に請求し許可を受けたりする場合もある。この追贈には、本籍地への改葬を伴うものが多く、そのほとんどが恩倖や外戚であり、そして『魏書』を記した魏収によってその出自が仮託であることを明らかにされたり、疑問視されたりしているような類の氏族である。二つめは、臨終を迎えた官僚が、違令によって「贈」「諡」請求を拒絶し、子孫等は遺言を遵守したが、後に追贈される例である。

追贈されたことによって、当事者(死亡者や縁故者)は、多くは改葬される。

²⁵ 窪添慶文「北朝における贈官をめぐって」(『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、2003年所収)。

²⁶ 初、世宗欲贈冀州、黃門甄深以[邢]巒前會劾己、乃云 瀛州巒之本邦、人情所欲、乃從之、及甄為詔、乃云優贈車騎將軍・瀛州刺史、議者笑甄淺薄、諡曰文定(卷65邢巒傳)。

²⁷ 二十日、洛中草草、猶自不安、死生相怨、人懷異慮、貴室豪家、并宅競竄、貧夫賤士、襁負爭逃、濫死者普加褒贈、三品以上贈三公、五品以上贈令僕、七品以上贈州牧、白民贈郡鎮、於是稍安(『洛陽伽藍記』卷1城内永寧寺)。

誅殺や遭害、あるいは爵位を追奪された者に対する追贈の場合、本来のあるべき身分や追贈された身分相応の禮によって埋葬がやり直される。元愉・元憚(『魏書』卷 22、以下『魏書』は卷数のみ記す)、裴植(卷 71)、杜道備(卷 83 上)や、河陰の変での犠牲者²⁸、弘農楊氏一族(卷 58)を初めとする爾朱氏誅殺後の追贈者、李延寔(卷 83 下)、元天穆(卷 14)など、多数の追贈と改葬が確認できる。さらに追贈と改葬が本籍地を対象としてなされた具体例を列举すると、外戚では、高宗の乳母常氏一族の常亥・常澄(卷 83 上)、高肇の父高颺と兄高琨(卷 83 下)、恩倖では趙脩の父趙惠安・趙邕の祖父趙嶽(卷 93)、閹官の孫小の父孫瓚(卷 94)がある。このほかに、追贈後の二度の改葬例(恩倖の王叡・卷 93)があり、また改葬は不明だが、立碑した例がある(寇謙之の父脩之・卷 42)。

以上のように、追贈時には改葬を多く伴う。ただし、追贈の理由やその時期だけでなく、それぞれの墓主と朝廷との諸事情も関係するから、追贈されれば必ず改葬があるというわけではない。だが、改葬の一つの契機に追贈があることは確かである。そして、この追贈による改葬時には、新しい墓誌が作製された可能性がある。すなわちこれは、これまでに蒐集・公表された墓誌群のなかに、追贈・改葬時に作られた墓誌があるということ、つまり本稿で言うところの「贈」を受けた死亡者の墓誌と、「追贈」者の墓誌が混在していることである。追贈の墓誌が存在していること自体は、既に周知のことであるが、果たして通常の「贈」である墓誌と「追贈」の墓誌の区別は、格別意識されてきただろうか。先に述べたように、「追贈」は「贈」よりも時間的に遅く行われるのであり、また追贈される事情というのは、その時の政治状況と密接に関わる。とすると、「贈」と「追贈」という 2 つの性格をもつそれぞれの墓誌を、単純に墓誌史料として同一に扱えず、慎重に判断していかななくてはならない。

このような問題をより深く自覚するために、次に具体例を挙げて、墓誌の製作時期について検証したい。

2. 諸例

(1) 元簡墓誌²⁹

元簡墓誌は、贈官の記載が無く、さらに後半部分が欠けているため正確な情報が掴めないが、洛陽遷都直後の墓誌として重要である。

【誌蓋】闕

【銘文】太保齊郡王姓元，諱簡，字叔亮，司州河南郡洛陽縣都郷洛陽里人，

高宗之叔子，皇帝之第五叔也，惟王稟旻融度，資造流仁，澄神守質，志性

²⁸ 窪添慶文「河陰の変小考」(窪添氏前掲書所収)。

²⁹ 校注 366「元簡墓誌」：1926 年 洛陽城西北高溝村瀝水西出土 石 73×33(残欠) cm

寛雅，冥慶舛和，端宿墜罔，以太和廿三年歲在己卯正月戊寅朔廿六日癸卯，春秋卅，寢疾，薨于第，諡曰順王，其年三月甲午即窆于河南洛陽之北芒，迺鑿石銘，式述徽蹤（下殘欠）

墓誌の埋葬年には「其年」とあることから、趙萬里氏は死亡年と同じ太和 23 (499) 年の 3 月 18 日と比定した³⁰。だが、卷 20 文成五王齊郡王簡伝には、次のような記事がある。

二十三年薨…諡曰靈王、世宗時、改諡曰順

この記事によれば、元簡は世宗時に「順」と諡を改められており、墓誌にみえる「順王」はつまり世宗時の記事となり、この墓誌が太和 23 年のものではない可能性がある。趙萬里氏はこの点について、墓誌には死亡時と埋葬年が僅差にして、諡が順王とあるから、『魏書』に見える「靈」の諡はなかったことが明らかであり、そもそも「靈」という不名誉な諡が元簡に贈られる理由も見あたらない、とする。

ここでもう一度、「其年」という語句と、『魏書』にある改諡と墓誌の諡について、先に記した「追贈」という視点からみてみたい。まず墓誌記載の年月日を見てみると、陳垣『二十史朔閏表』（中華書局、1962 年）によれば、確かに太和 23 年の 3 月であれば、甲午は 18 日となる。しかし、3 月甲午は太和 23 年 3 月以外にも、世宗期には数年確認でき（景明 3 年 3 月 6 日、正始 2 年 3 月 29 日、正始 5 年 3 月 11 日、永平 2 年 3 月 17 日、永平 3 年 3 月 22 日）、日付だけから考えると、この墓誌が世宗時のものである可能性が全くないわけではない。そしていま、伝をみてみると、

齊郡王簡、字叔亮、太和五年封…妻常氏、燕郡公常喜女也、文明太妃以賜簡、（中略）子祐、襲、字伯授、母常氏、高祖以納不以禮、不許其為妃、世宗以母從子貴、詔特拜為齊國太妃

とある。常氏の父は燕郡公常喜で、前述した常英の弟であるが、文明太妃が元簡に賜った時に「以納不以禮」であったが、子の元祐が顯貴となったことによって³¹、常氏が齊國太妃となったことがわかる。これまで述べた追贈の過程を考えると、一族の誰かが顯貴となった時に、その周辺の親族がともに再評価されることは常であったから、このとき、つまり世宗時に元簡の改諡が行われた可能性は十分ある。「太妃齊郡順王常妃誌銘」と記された墓誌蓋が洛陽から、しかも元簡と同時に出土しており³²、常氏はそのご妃として元簡と合葬されたのだろう。つまり、この元簡墓誌は孝文帝期ではなく、次の宣武帝期に作製された可能性が全くないわけではない。

³⁰ 『集釈』卷 4 北魏宗室下「元簡墓誌」。

³¹ 元祐は元簡の世子として爵を継いだのち、正始 2 (505) 年に◇（馬+龍）驥將軍通直散騎常侍、永平 5 (512) 年に特節督涇州諸軍事征虜將軍涇州刺史となり、神龜 2 (519) 年正月に洛陽で死亡し、2 月に「北芒」に埋葬される（「元祐墓誌」校注 550）。

³² 集釈卷 4、彙編 37 頁。

要するに、元簡墓誌の例をもって言えることは、墓誌と史書における記述の矛盾は、追贈（この場合は改諡）という視点からみると、墓誌自体の製作時期がいつか、ということに深く関わるのである。またこれは、墓誌に記載されている埋葬時期と墓誌の製作時期が、果たしてほぼ同時期であるのか、あるいは「其年」という記事が指す年が、先に記されている死亡年と単純に一致するのか³³、という基本的な問題をも提示しているように思う。

(2) その他の墓誌

元簡墓誌の例は、墓誌の製作時期を考えるに良い例であったが、そのほかの例については、同様に追贈と改葬を手がかりして、いくつか簡単に検証しておきたい³⁴。

元緒墓誌³⁵（校注 430）は、赴任地で死亡した元緒が都洛陽に遷葬されるまでの経緯が、時系列に記されるという特徴的な墓誌である。正始 4（507）年 2 月 8 日に「中堂」で死亡し、「遷柩於東都」（4 月 27 日）、「達京殯於第之朝堂」「詔遂贈本官」（5 月 27 日）、「葬於洛陽城之西北、祔塋於高祖孝文陵之東」（10 月 30 日）と記され、これをみるに、元緒の遷葬の場合は、都に柩が着き殯を行った時点で贈官されているから、それは遺体の運搬中に朝廷内での議を経て決定されたのだろう。元誘（「元誘墓誌」³⁶校注 683）は、正光元年（520）9 月 3 日に「冀州」で死亡したのち、孝昌元年（525）11 月 20 日に埋葬されるが、墓誌には「詔追贈使持節車騎大將軍儀同三司都督秦雍二州諸軍事雍州刺史都昌縣侯、諡曰恭惠公、禮也」とあり、この贈官は巻 19 下にある、元誘への「追贈」「後贈」「追封」のすべてを網羅している。ということは、この墓誌はすべての追贈が為された後に造られたものである。このほかに、元熙墓誌（校注 682）、元纂墓誌（校注 686）、元詳墓誌（校注 434）など多数の墓誌が、追贈後に墓誌が作製されたことが確認できる。

以上の墓誌は追贈後に十分な時間をとって墓誌を製作し、埋葬が行われた例であるが、そのような経過を踏むことができなかつた墓誌が数例ある。「元端墓誌」（校注 638）は、「贈」と「追贈」が記されている墓誌の一つであるが、墓誌文内に「使持節儀同三司都督相州諸軍事車騎大將軍相州刺史」とあり、墓誌末尾に埋葬年と同じ日付である「維大魏建義元年歲次戊申七月丙辰朔十七日壬申」とある。しかしその末尾日付の直前に、「又追贈司空公諡曰文」と刻す。拓本を見るに、追贈と諡は予定外の追加的位置にあることは明らかで、「贈」の内

³³ 墓誌記載の「其年」については、高橋継男氏によって、それが前記述の紀年を指すのかが疑問視されている（高橋継男・玉野卓也・竹内洋介「唐〈楊漢公墓誌〉考釈（下）」『東洋大学アジア文化研究所研究年報 2006 年』41、2007 年 2 月）。

³⁴ 詳細については、前掲拙稿「北魏墓誌の「史料」的性格について ―追贈と改葬を手がかりに」を参照されたい。

³⁵ 校注 430 元緒墓誌：1919 年洛陽城北安駕溝西南出土 石 66×68cm 蓋欠

³⁶ 校注 683 元誘墓誌：1923 年洛陽城北安駕溝村北出土 石 77.3×77.3cm 蓋欠

容を前提に製作していた墓誌が完成する直前に、あるいは埋葬目前に追贈があったことが予想できる。

また、追贈が反映されていない墓誌もある。高猛（「高猛墓誌」校注 638、巻 83 下、『中原文物』1996-1）は、初めの埋葬時に「贈」を受け、その後の「複贈」が史書に確認出来るが、それは墓誌に反映されていない。つまりこの墓誌は 1 回目の贈官時に製作されたものであることがわかる³⁷。

3. 小結

以上数例を挙げて墓誌の製作時期について検証したが、追贈ということの一つの手がかりにすれば、墓誌の正確な製作時期を判明できる可能性があることがわかる。追贈・改葬墓誌であるならば、大幅に埋葬年と死亡年の開きが大きいことは自明のことであり、そうでない墓誌についても本稿に挙げた墓誌数例からわかるように、緻密な検証作業が必要である³⁸。また墓誌の形態的分類を行う際にも、こうした細かな製作時期のズレが蓄積されていくのであって、厳密な製作時期を確定していくことは、必要不可欠な作業である。そして、墓誌と正史の記述の差異は、このような製作時期のズレに起因する可能性がある。

また、追贈と改葬はそのときの政治的背景を色濃く反映した結果であり、すなわちそれは墓誌制作時点の評価や、その背景のなかで墓誌が造られたということであって、『魏書』の記述と異なることも予想される。次章において、この点について検証する。

三 墓誌製作の政治的背景

1. 北魏後期の政治状況

前章において、墓誌の製作時期の問題を検討したが、そこで墓誌の製作時期には、その時の政治的評価が色濃く反映している可能性があった。これを検証するにあたり、北魏後期の宣武帝・孝明帝期の墓誌を取り上げたい。

宣武帝期は魏收が「尚書令高肇以外戚権寵、専決朝事、又咸陽王禧等並有讞故、宗室大臣、相見疏薄、而王畿民庶、勞弊益甚」（巻 72 陽尼伝）というように、北魏政権が急速に衰退していく諸原因の端緒を發した時期として捉えられる。また孝明帝期も、「自靈太后預政、淫風稍行、及元叉擅權、公為姦穢、自此

³⁷ このほかに贈官や諡の通達が間に合わず、当該部分を空欄にしたまま埋葬されている墓誌（「席盛墓誌」校注 617、「王紹墓誌」校注 508 など）、正面に刻された合葬の期日よりあとに墓誌が完成したことを背面の刻字から確認できる墓誌（元淑合葬墓誌、校注 439・『文物』1989 年第 8 期）などがある。

³⁸ すなわち、東賢司「卒年・葬年から見る墓誌制作の過程 —魏晋南北朝時代の墓誌銘の文末記録に注目して—」（浦野俊則主編『望岳室古文字書法論集』2006 年）、同「北魏墓誌の作製に関わる二人の人物」（『古代東アジアの情報伝達』汲古書院、2008 年）のように、死亡年と埋葬年の間隔を計算して、墓誌や墓をつくるために必要であった日数を換算するという単純作業は、事実と反している。

素族名家、遂多乱雑、法官不加糾治、婚宦無貶於世、有識咸以歎息矣」(卷 56 鄭義伝) と、その社会的風紀の乱れがもはや極限に向かっていることが指摘される。正史に依れば、孝文帝の崩御直後からすでに、朝廷内では宗室・外戚・恩倖らによる政治的抗争が激化しており、その結果、政治を掌握するグループは、宣武帝・孝明帝治世の約 30 年間に極めて短い間隔で幾度も交替している。この時期に該当する北魏墓誌が多いこと、そのほとんどが官僚のものであることから、ここではこの宣武帝・孝明帝期の墓誌を対象として、墓誌の製作時期と政治的情況をみていきたい。

まずは、宣武帝・孝明帝期の政治的抗争の大まかな政治状況をみていくが、誌面の都合上、ここでは簡潔に概略を述べるに留める³⁹。

宣武帝期の政治的抗争グループは、六輔を含む元氏宗族、外戚于氏、外戚高氏に大きく分けることができる。これらそれぞれの軸に、恩倖や宦官、さらには名望とされる漢人氏族も加わって構成される。

六輔輔政期(太和 23 年 4 月～景明 2 年 1 月)は、若き皇太子の補佐として六輔(広陽王元嘉、咸陽王元禧、北海王元詳、任城王元澄、漢人の王肅・宋弁)と元勰に後事が託されるが、宋弁は孝文帝崩御前に死亡し(卷 63)、王肅は外地に出されて南朝との戦闘に従事し(卷 63、景明 2 年死亡)、帰第した元澄の代わりに元勰が入って元氏宗室の四王制となる。孝文帝を長陵に埋葬した翌月には、数年前に逝去した皇后高氏(高肇の妹)を文昭皇后と追尊して終寧陵に改葬したことで、宣武帝の亡祖父母(文昭皇后の父母)である高氏一族も追贈され、帝はこの時初めて高肇・高猛(高肇の甥)・高顯(高肇の弟)と対面する。3 名は同時に封爵され、以後高肇は宣武帝の親任を得たと『魏書』にはあるが、高肇が本格的に政権を左右する勢力を持つのはもう少し後のことで、このときは六輔(のち元氏四王)及び宣武帝の外戚于氏、そして趙脩ら数名の恩倖の専横期であった。

宣武帝親政期(景明 2 年 1 月～延昌 4 年 1 月)は、当初は于後の外戚于烈・于忠であったが、于后と幼子の急死により後ろ盾を失い、元氏宗室は元禧のように反旗を翻すも失敗し、ついに外戚高肇による専横が絶頂を迎える。恩倖の活動も単独で、あるいはそれらグループを渡り歩く官僚らとともに、ある時は結託し、ある時は妬みや背反などから造反を繰り返す。しかし、延昌 4 年(515)正月、俄に宣武帝が崩御し、唯一生存していた皇子翊が立つと(孝明帝)、高肇は于忠らの手によって暗殺される。その 9 月には幼年の孝明帝の補佐として、胡太后が聴政を開始する。

ここでは次に取り上げる墓誌の関係から、つぎの孝明帝期(延昌 4 年 2 月～

³⁹ 北魏後期の政権闘争の詳細については、谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」(『増補隋唐帝国形成史論』筑摩書房、1998 年所収)、窪添慶文「北魏後期の政争と意志決定」(窪添氏前掲書所収)、張金龍『北魏政治史研究』甘肅教育出版社、1996 年、前掲拙稿「出土刻字資料研究における新しい可能性に向けて —北魏墓誌を中心に—」を参照されたい。

孝昌4年3月)における権力闘争の過程は説明を割愛するが、孝明帝期は、于忠肅横期(延昌4年1月~9月)、胡太后臨政期(延昌4年9月~正光元年7月)、元叉・劉騰專横・胡太后幽閉期(正光元年7月~孝昌元年4月)、胡太后再臨期(孝昌年間まで)の4つに分別できる。

このように政治権力を掌握するグループと反勢力は決して固定したものではなく、おおまかに区別することは可能であっても、その内部で複雑に細分化された血縁的、あるいは利害関係があり、かつ事象によっては敵対勢力と癒着し、内部においても造反を繰り返すことにも注意しなければならない。また外戚は皇妃・皇太子の生存と彼女らに対する皇帝からの寵愛の厚薄に左右され、恩倖はその成り立ち自体が皇帝との直接的関係に依拠するために、政権グループの交替に関係なくとも、皇帝の態度如何によって突然にその立場を失う場合がある。その一方で、弾劾を逃れながら、時の権力者を渡り歩いて生き残る高聰・劉廙(巻68、55)などの官僚もいる。このように政治な抗争を繰り広げるグループは、その内部構造も複雑であり、単純に勢力関係を規定することはできないのであるが、注意すべきは、このような政権抗争の結果、北魏後期では短期間で政権を掌握するグループが交替しつづけていることである。

政権グループが交替したとき、新しく権力を握った者によって、それまでの権力掌握グループは、直接的には誅殺や罷免・左遷(外地任務)という形で排除される。またそれは生者だけでなく死者も対象となる(劉騰・巻94)。逆に、反政権グループ掌握時に誅殺された者については、贈官・諡などを改めて与えて改葬し、生存している子孫には襲爵させ良き官位を与える(郭祚・裴植・韋儻、元寿興、奚康生など。順に巻45、64、15、73)。

また、前章で述べたように、ある人物が顕貴となった時には、逝去した祖先に遡って追贈・追封・賜諡される。このように政権グループの交代は、現在の各々の立場が逆転するだけでなく、死者に対する評価をも覆す。

我々が現在目にする北魏墓誌の大半は、そのような政治的抗争が頻発する宣武帝期以降の紀年をもつ墓誌である。これら誌主は、どの政権グループに属し、いつどのような最期を迎え、いかなる評価を与えられたのか。その評価には、墓誌が製作された時点で政権を掌握しているグループによる意図が反映されている可能性がある。

そこで次に、墓誌製作に政治的影響が関わっているのかどうかを、いくつかの墓誌をとりあげて具体的に検証してみたい。ただし、誌面の都合から代表的な数例の墓誌を取りあげる。

2. 諸例

(1) 元珍墓誌⁴⁰

⁴⁰校注 550 元珍墓誌：1920年洛陽城北北陳莊村南陵出土 石 71.5×66.6 cm。蓋欠

元珍は巻 21 下によれば、高肇に曲事し宣武帝の寵愛を得、元勰の殺害を実行した人物である。だが 1 片が 70 センチを超える大きな墓誌には、彼の身体的美点から「太和中、選入武騎侍郎」から始まる官歴と許多の戦功を記し、実に墓誌の大半に渡り美德を連ねる。毛遠明氏は『魏書』に記された元珍の姿と比べ、墓誌はほとんど虚飾であると指摘する（『校注』）。しかし、元珍の死亡と埋葬期を見れば、

以延昌三年、歳次甲午五月戊申朔、廿二日己巳寢疾不豫、薨于篤恭里第…
追贈侍中・使持節・驃騎大將軍・冀州刺史、諡曰〈空格〉。公以其年十一月
丙午朔、四日己酉窆于河南東垣之長陵

とあり、高肇が実権を握る時期であることがわかる。先にみたように、高肇の失脚と暗殺は、延昌 4 (515) 年の宣武帝の死によって突然もたらされたのであるから、元珍の延昌 3 (514) 年 11 月の埋葬は、高肇専擅の絶頂期内である。元珍は高肇からすれば、元勰を除いた功労者であり、そのような待遇の中で、死亡から埋葬までの約 5 ヶ月の間に贈官が決定し、この墓誌が造られたと考えてよい。つまりこれは、誌主が所属するグループが政権掌握時に製作された墓誌である。とすれば、『魏書』に記される元珍とは異なったその時の政権からの評価が、墓誌製作の背景にあったはずである。

諡が空欄であるのは、埋葬（填刻）までにその決定が間に合わなかったと考えられるが、遅延の理由は不明である。後で触れるように、表向きに発表された元勰の死因は事故であったが、殺害の真相はほとんど明確な事実であったから、諡の議論がすぐに解決しなかったのかもしれないが、それについて直接に指し示す史料はなく、不明である。

次に取り上げる元勰・元詳墓誌は、元珍の場合とは反対に、反所属グループの政権掌握時に製作された墓誌である。

(2) 元勰墓誌・元詳墓誌⁴¹

墓誌をみるまえに、誅殺された場合、どのような状態であるかをみておきたい。『南齊書』巻 57 魏虜伝には、「虜法、謀反者不得葬、棄尸北芒」とある。このような者には、おそらくは遺体のある場所に何かしらの目印は施されたであろうが、墓誌は用意されない可能性が高いと思われる。宣武帝期に謀反を企てて誅殺された元愔は、

遂賜死私第…同謀誅斬者数十人、潜愧愔於北邙。絶其諸子族籍。愔之諸女、
微給資産奴婢、自餘家財、悉以分賚高肇・趙脩二家（巻 21 上）

とあるし、元愉は「殮以小棺瘞之、諸子至洛、皆赦之（巻 22）」という。また謀反に協力した官僚の多くは誅殺され、その家族も死を賜るか、北邙に遷され

⁴¹校注 435 元勰墓誌：1919 年洛陽城北張羊村西一里出土 石 63×60 cm 蓋欠

校注 434 元詳墓誌：1920 年洛陽城北十八里後海資村北平塚出土 石 69×49 蓋欠

ている⁴²。そのご、「[元]通（愷の長子）弟翼…後會赦、詣闕上書、求葬其父、頗年泣請、世宗不許（卷 21 上）」とあり、また元脩義が孝明帝初に、「表陳庶人愷・庶人愉等、請宥前愆、賜葬陵域」と請うも胡太后に許可されず（卷 19 上）、正光中に初めて赦されて王禮を以て改葬されている（「後靈太后令愉之四子皆附屬籍、追封愉臨洮王、子寶月襲。乃改葬父母、追服三年」、「詔曰…頃者、咸陽・京兆王…兩門諸子、並可聽附屬籍、後復愷王爵、葬以王禮」卷 21 上）。このように、誅殺された場合は、朝廷からの許可を得なければ改葬はできず、また爵を追復され王禮を以て葬ることは、爵位をつぐ子孫にとって重要なことであった。

さて、元勰の最期は卷 21 下に詳しい。宣武帝の同意があったかは不明だが、高肇の企みによって事前に計画され、酒宴のあとに、元珍率いる武士らに強いられて毒酒をあおった。だが、表向きの死因は、

向晨、以褥裏屍、輿從屏門而出、載屍歸第、云王因飲而薨
とされており、事故死として宣武帝はすぐに哀悼の意を示し、

世宗為舉哀於東堂、給東園第一秘器、朝服一襲、賻錢八十萬、布二千匹、蠟五百斤、大鴻臚護喪事（同伝）

追崇假黃鉞・使持節・都督中外諸軍事・司徒公・侍中・太師、王如故。給鑾輅九旒、虎賁班劍百人、前後部羽葆鼓吹、輜輶車…諡曰武宣王（同伝）とした。だが、墓誌をみると永平元年（508）9月19日に死亡してから、11月6日には「長陵北山」に葬られており、約1ヶ月半の間に早急に事が進められたことがわかる。

北海王元詳は、宣武帝と同じ高太后の子であり、かつては弟として帝の寵愛を受けていた（卷 21 上）。だが高肇によって「云[元]詳[茹]皓等謀為逆乱」（同卷）と讒言せられ、宣武帝は茹皓・劉胄・常季賢等には死を賜う。しかし元詳には、

可免為庶人、別營坊館、如法禁衛、限以終身（卷 21 上）

という決定を下し、監禁する館を洛陽縣の東北隅に造り元詳を徙したものの、元詳はそこで暴死した（正始元年）。高肇の関与が有るともいわれる元詳の死だが、あくまでも表向きには、それは誅殺ではなく事故死であり、すぐさま宣武帝は詔して、「明便舉哀、可敕備辦喪還南宅、諸王皇宗、悉令奔赴。給東園秘器、賻物之數一依廣陵故事」という決定を下している。しかし、

詳貪淫之失、雖聞遠近、而死之日、罪無定名、遠近歎怪之。停殯五載とあり、埋葬されたのは元勰と同日の永平元年（508）11月6日のことである（同伝）。その直前の永平元年10月に、

詔曰…、便可追復王封、…諡曰平王（同卷）

という詔が出されており、これはおそらく元勰への贈官・諡の決定と、ほとん

⁴² 卷 39 李寶伝。

ど時を同じくして発表されていると思われる。

これら二誌は、書者は別であるが書法は来源を一にする酷似のものと指摘されており⁴³、元勰・元詳の葬儀と埋葬は、贈官と諡の決定を受けて同時に進められていたと考えられる。だが、元詳墓誌は、その埋葬場所が2字分の空間に「長陵北山」と4文字が小さく刻されており、しかも墓誌最後部には余白がなく、字からしてもこの4文字は明らかに後刻で、贈官や諡が決定されてはいても、実際の葬地は墓誌の刻字までには決定していなかったことがわかる。

ではなぜ、元勰は早急に、元詳はこの時に王禮を以て正式に埋葬されたのか。これまで宗族の元愷・元愉や恩倖への誅殺がありはしたが、元氏のなかでも歴代の皇帝より最も厚い親任があり、かつ人望もある元勰をも排除できたという高肇の力は、内外にこれまでにないほどの強い衝撃をもたらした。この事件以後、宗族である任城王元澄は、

數為肇所讒、懼不自全、乃終日酣飲、所為如狂、朝廷機要無所関豫とあり、胡注によればそのきっかけは「懲彭城王勰之禍也」という（『通鑑』巻148 梁紀4）。だが同時に、内外により強い反発を決定づけたことも事実であり、
勰既有大功於國、無罪見害、百姓冤女、行路士女、流涕而言曰、高令公枉殺如此賢王、在朝貴賤、莫不喪氣（巻21下）

という状況であったから、王朝側はあくまでも元勰を事故死として、正式に禮を以て埋葬する必要があったのではないか。加えて元詳の時も、人びとの疑惑は大きかったから（前掲）、この機会に追贈・賜諡し、両者を共に正式に埋葬する施政者側の対応を印象づけることで、人びとの懐柔を謀ろうとしたのではないか。そうであるならば、二誌主の『魏書』に見られる事跡に対して、二誌があまりにも簡略な文言であるのは（元勰については、その官歴は、墓誌に、「仕歴侍中以下至太師、十七除官」とあるのみで、前掲の元珍墓誌とは対象的である）、やはり墓誌の製作時期が、反勢力である高肇の権勢最高潮期にあること、しかもあくまでも事故死として処理され、その旨が公式に発表されたうえで葬られたことが関係していると思われる。

所属グループ政権掌握時に製作された墓誌は、元珍のほかに北族の高猛墓誌が、反所属グループの政権掌握時に製作された墓誌は、元勰・元詳のほかに、元叉墓誌がある。あるいは本稿では省略したが、政権交代後に追贈を受けて製作された墓誌には、楊播墓誌、元憚墓誌、元熙墓誌、元誘墓誌、元纂墓誌、元暉墓誌がある⁴⁴。

3. 小結

⁴³ 澤田雅弘「北魏墓誌の書者と刻者について ―元勰墓誌と元詳墓誌―」（大東文化大学書道研究所『大東 書道研究』14、2007年10月）。

⁴⁴ 詳細は、前掲拙稿「出土刻字資料研究における新しい可能性に向けて ―北魏墓誌を中心に―」。

以上、数例の墓誌をあげて、その政治的背景から製作状況を考察した。一つ一つの墓誌の製作時期、誌主とその時の政権との関係、政権側の葬儀・追贈に対する思惑が、その製作状況に深く関わっているという可能性が、少なくともこれらの墓誌には認められたように思う。つまりそれは、個々の墓誌の製作目的が、そのときの政治事情によって異なってくるのではないか、ということである。とすれば、北魏墓誌が『魏書』や正史を正誤・補充する手だてとして有効であることに異論はないが、それはどちらが正しく、どちらが間違っているかという問題に留まるものではなく、どちらもその時の政治状況を反映している可能性もあることを、まず史料の性格として強く意識しておくことが必要だろう。

むろん、すべての北魏墓誌がそうであるとは言えないが、これまで検証してきたように、少なくとも本稿であげた数例の墓誌については、墓誌が造られた時点での政治的権力の影響を受けており、政治的な要素が墓誌製作に関わっていることは指摘できる。現在史料として使われる数百を超える北魏墓誌は、ほとんどが『魏書』に詳細な伝があったり、死亡時期の状況が判明する人物ではないが、しかし、本稿で取り上げたような状況の墓誌である可能性が全くないともいいきれない。例えば、死亡年と埋葬年が極端に離れていたり、それが政権交代時を跨ぐような墓誌などは、少し注意を要するだろう。また、諡の符合しない墓誌や空白にされている誌主については、たんに通達がそれまでに間に合わないこともあったろうが、史書に散見する諡の議論⁴⁵と関係するのかもしれない。本稿で述べてきたような、その墓誌が製作された時期によって、政権交代による評価の逆転が附されているのかどうかということに留意することは、墓誌の史料性を考える上で、またその内容を見ていく上で、非常に重要で、かつ慎重に注意すべき姿勢であると思われる。これら数例の墓誌は、故人への追憶という面以上に、政治的な産物でもある面がより強く意識されるものであったし、同時に、墓誌よりも時期的には後につくられた史伝のなかに描かれた人物像・人物評価は、どのような意味を持つのかという検証作業も必要である⁴⁶。

お わ り に

⁴⁵ 于忠は、胡太后臨政中の神龜元年（518）に死亡し、東園秘器・朝服一具・衣一襲・錢二十万・布五百匹・蠟三百斤を賜り、侍中・司空公を贈られた（本伝）。ただし、その諡については于忠の悪い面を捉えた太常少卿元端案の「武醜公」と、良き面を強調した太常卿元脩義案の「武敬公」が紛糾し、結果的に胡太后によって元脩義案が採用された。

⁴⁶ 近年の成果として、史書と墓誌に描かれた人物像を詳細に検証したものに、会田大輔「『宇文述墓誌』と『隋書』宇文述伝 ―墓誌と正史の宇文述像をめぐって―」（『駿台史学』137、2009年9月）がある。

本稿では、墓誌の史料性に主眼を置き、墓誌が史料としてもつ二重性を考え、それぞれの限界性を明示し、特にその文献史料面での限界性から、墓誌と正史の記述の差異と作為性について考察してきた。具体的には、墓誌の製作時期と政治的背景を一つの手がかりとすることで、その墓誌の限界性は、この時期の社会のどの部分を語っているのか、という可能性へと転換され得ることの予測を示したが、はじめに述べたように、本稿は初歩的な考察に留まるものである。そこでこのほかに、北朝期墓誌における新しい墓誌研究の可能性を開くと思われる最近の重要な成果を、いくつか挙げておきたい。窪添慶文氏は、墓誌の形態と定型化、銘辞の分析から、北魏墓誌は南朝の影響を受けて、遷都後短い期間に定型化したことを示した⁴⁷。

徐沖氏による墓誌製作過程の研究は、誌石の余白、界格など外形的検証から墓誌の製作時期と刻字過程を、あるいは文献史料から墓誌文起草の過程（行状）を求めている⁴⁸。澤田雅弘氏は、北魏墓誌は通常は複数名の分担で刻されており、職人の担当部分や技術的な面でも、秩序が見られない場合があることなどを、刻法から証明し、墓誌製作工房の具体的な様相を追求している⁴⁹。いずれも、墓誌そのものの史料性格を考察する手だてとして捉えることができ、注目に値する。また、墓誌の形態そのものの分析から墓葬文化の伝播を考察した研究⁵⁰も、今後の新出墓誌の増加に伴いますますその精度を増していくであろう。

ここで墓誌研究の新しい試みとして、澤田氏の偽刻墓誌研究をあげておきたい。これまでの墓誌研究において、墓誌の真贋を見極める目的は、ほとんどが「この墓誌を利用してよいか」「記述は真実か」という点にあり、いったん偽刻と判明された墓誌は、研究対象から速やかに排除されてきた。澤田氏は、これを偽刻墓誌の様態を表す重要な「史料」として捉え直し、数点の偽刻墓誌に跨る同手の偽刻者を特定し、偽造時期と周辺組織の存在、完成までの具体的な製作手順の解明を試みた⁵¹。澤田氏のこれら一連の研究は、たとえ偽造品であっ

⁴⁷ 窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」（『立正史学』105、2009年）、「北魏墓誌の銘辞」（『立正大学文学部論叢』133、2011年3月）。

⁴⁸ 徐沖「北魏墓誌の生産過程与洛陽社会的日常政治——以洛陽出土北魏墓誌中的“異刻”現象為中心」（『復旦学報（社会科学版）』2011年2月、余欣編『中古時代の礼儀・宗教与制度』上海古籍出版社、2012年所収）。

⁴⁹ 澤田雅弘前掲論文、同「北魏墓誌の鑄刻について」（『大東書道研究』7、1999年）、「東魏墓誌の刻について——李挺墓誌・劉幼妃墓誌・元季聡墓誌——」（『大東書道研究』17、2009年）。

⁵⁰ 張銘心「十六国時期碑型墓志源流考」（『文史』2008年2月）、宋馨「関隴地区対北朝墓志形成的影響」（中国魏晋南北朝史学会・山西大学歴史文化学院編『中国魏晋南北朝史学会第十届年会暨国際學術検討会論文集』山西出版伝媒集団・北岳文芸出版社、2012年）。

⁵¹ 澤田雅弘「偽刻墓誌考——（北魏）張君夫人李淑真墓誌・（陳）到仲举墓誌——」（『書学文化』10、2008年）、「東魏墓誌の刻について——李挺墓誌・劉幼妃墓誌・元季聡墓誌——」（『大東書道研究』17、2009年）、「偽刻家Xの形影——同手の偽刻北魏洛陽墓誌群——」（『書学書道史研究』15、2005年）、「偽刻北魏墓誌考——朱奇墓誌・段峻德墓誌・李頤墓誌・陳厥墓誌・高珪墓誌——」（『隋代墓誌の刻について——張盈墓誌と夫人蕭氏墓誌——』（『大東書道研究』16、2008年）。

ても研究者の視角によっては重要な史料になり得ることを示し⁵²、さらに他の偽刻墓誌判別への途を開くものである。

そもそも史資料について、「一級資料」「二級資料」などの等級付けが、歴史学の問いの多様化や史資料の幅の拡大に伴い、もはやそれ自体が意味を持たず、そのように初めから史資料の価値を否定・差別することが、却って歴史研究の幅を限定的・排他的にする障碍であると考えられる⁵³。本稿で若干の分析をしたように、墓誌と正史の差異と作為性を史料の優劣の問題に収束するのではなく、そこからこそ、多様な歴史像が構成できる可能性があると思われる。かつて中国の文物が日本に紹介され始めた 20 世紀初期から半ばに、日本では、文物と文献学双方から古代中国を叙述しようとした濱田耕作（考古学）・小林太市郎氏（美術史）らの研究があった。当時の考古資料のほとんどが伝世品で出自がわからず、また考古資料の総体が極少であったという制約があり、現在からみれば、その結論は恣意的に文献史料と結びつけた結果となり、致命的な誤解が多くあることは事実である⁵⁴。それにしても、それらが紡ぎ出す古代中国の世界が魅力的であるのは、文献史料と考古資料の融合により、それぞれだけでは描ききれない当時の人びとが息づく世界を叙述できる可能性を見せてくれているからだろう。だが現代では考古資料の増大により、このような作業を研究者が一人で行うことは、ほとんど不可能である⁵⁵。しかしながら、はじめに述べたように、墓誌の蒐集・整理と、良質な墓誌集成の刊行、鋭利な分析による個別の墓誌研究の蓄積によって、墓誌そのものの史料性を求める条件は、確実に揃いつつあると思われる。

⁵²偽作・偽文書は、偽刻墓誌の場合と同様に、贗物であれば研究対象から排除されてきたが、その利用意義を強調したものに、網野善彦「偽文書の成立と効用」（『日本中世の非農民と天皇』岩波書店、1984年）、弓削達「Ⅱ史料論」（『歴史学入門』東京大学出版会、1986年）、網野善彦「第2部 偽文書」（『日本中世史学の課題 -系図・偽文書・文書』弘文堂、1996年、佐藤弘夫「本覚論・未来記・日本紀 -方法としての偽書」（『国文学 解釈と教材の研究』44・8、1999年）などがある。但し中国の偽刻墓誌の多くは、おそらくは現実的な営利目的による製作であろうことから、上記の偽作・偽文書の歴史学における利用意義とは峻別する必要がある。また近年は、墓誌そのものが盗掘に遭っていることが報告されており（陝西省考古研究院「陝西潼關稅村隋代壁画墓線刻石棺」『考古与文物』2008年第3期）、これからも新しい偽刻墓誌（拓本）が量産されることが予測され、古偽刻墓誌と新偽刻墓誌が併存するなど、この問題はより複雑化・深刻化しつつある。

⁵³注52参照。

⁵⁴拙稿「魍魎と祖明 -いわゆる鎮墓獣の名称をめぐる-」（『大阪市立大学東洋史論叢』15、2006年）。なお、濱田耕作氏はその著書『通論考古学』（大證閣、1922年）において、文献史料の扱いを参考にして、遺物を、第一等遺物：考古学者自ら発掘し、発掘地点、共存遺物の明なるもの、第二等遺物：発掘地明確なるも、他の状態不明なるもの、第三等遺物：発見地不明なるも、真物たること疑いなきもの、等外遺物：真偽不明なるもの、という等級をつけ、研究には一等・二等の遺物を資料として、三等は参考にすべきであり、これらの区別を考慮せずに研究を進めると、その結果は科学的性質を失うことを強調している。しかし中国由来の文物については、当時の状況ではこのような等級付けによる取捨選択は非常に困難であったと思われる。

⁵⁵狭川真一編『墓と葬送の中世』高志書院、2007年は、日本中世の「遺棄葬」という同一の事象について、各分野（考古学、文書学、絵画、文化人類学など）の得意とする専門的方法からそれぞれ分析・考察した具体的な試みとして注目できる。

だがその一方でいま、こうして出土刻字史料が急速に増大することにより、新たな問題も生まれつつある。これまで本稿で述べたように、出土刻字史料はまさに“「考古資料」と「文献史料」のあいだ”にあり、双方のもつ本来の資料の可能性と限界を見極めながら利用することが必要であるが、その基本的な大前提として、それらを全てとは言わずとも大半を入手し、総体的に把握しなければならない。しかし、すでにそれは、量的にも資金的にも、研究者一個人で継続して行うことはほとんど現実的には不可能である。仮に恵まれた環境にある研究者が史料を網羅的に整理し考察したとしても、それはあくまでもその特定の整理者によって変成された結果である。つまり、昨今の急激な墓誌史料の膨張は、歴史学における墓誌研究の発展と飛躍を約束するようであり、実は徐々にその可能性を狭めているともいえる。筆者が考えるに、この状況に対処するためには、やはり資史料の一元化を目的として整理・公開するためのセンターとなる資史料提供施設の存在が求められ、それら原資史料を用いて様々な方面から議論し考察するような共同研究を継続して行っていくことが、学界における共通の課題となるのではないだろうか。このような期待を込め、拙い内容ではあるが、ここで本稿を終えたい。

[付記] 本稿は、「第5回中国中古史青年学者聯誼会」（於首都師範大学、2011年8月）における発表「試論北魏墓志史料の特性」をもとに改訂したものである。